

平成26年（ワ）第2734号，平成27年（ワ）第728号

原告 原告番号1 外39名

被告 東京電力株式会社 外1名

原告準備書面（9）
（避難者の被害実態について）

2016（平成28）年1月13日

福岡地方裁判所 第1民事部合議A係

| | | |
|-------------|----|------|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 吉村 | 敏幸 |
| 同 | 宮下 | 和彦 |
| 同 | 近藤 | 恭典 外 |

内容

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1 | はじめに | 4 |
| 第2 | 避難に至るまでの苦悩と被ばくの恐怖，苛酷な避難行為 | 5 |
| 1 | 事故直後の混乱の中での避難..... | 5 |
| 2 | 苦渋の決断を経ての避難..... | 10 |
| 3 | 被ばくの恐怖，健康被害の不安 | 14 |
| 第3 | 先の見えない避難生活，避難後も続く苦しみや不安 | 19 |
| 1 | 本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断・離別 | 19 |
| (1) | 地域社会からの分断・離別 | 19 |
| (2) | 区域外避難者らが受ける分断・誹謗・中傷..... | 20 |
| (3) | 家族・親戚・家族同様の者達との分断・離別 | 22 |
| ア | 物理的・精神的別離 | 22 |
| イ | 避難に伴う家族崩壊の危機..... | 25 |
| 2 | 避難生活での孤独感，喪失感，葛藤 | 28 |
| (1) | 避難生活における不安，孤独感，ストレス..... | 28 |
| (2) | 被害者間での分断 | 30 |
| (3) | 避難先での周囲との関係における苦痛..... | 32 |
| (4) | 避難を続けることへの葛藤 | 33 |
| 3 | 生活基盤の崩壊・経済的困窮..... | 34 |
| (1) | 仕事の喪失..... | 34 |
| (2) | 生活費の増加・経済的困窮 | 38 |
| (3) | 避難先での不安定な住宅基盤..... | 38 |
| 第4 | 生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖..... | 39 |
| 第5 | 避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤 | 44 |

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 1 | 容易ではない帰還 | 44 |
| 2 | 帰還の目途が立たないこと | 45 |
| 3 | 帰還に伴う更なる負担 | 45 |
| 第6 | 子どもたちの受けた被害 | 46 |
| 1 | 避難するまでの制限された生活 | 46 |
| 2 | 避難による家族の別離 | 46 |
| 3 | 避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ | 47 |
| 第7 | 避難元に留まる原告らの被害 | 47 |
| 1 | 今なお続く被ばくの恐怖 | 47 |
| 2 | 家族との分断による苦悩 | 48 |
| 3 | 本件事故により変容した周囲との関係 | 48 |
| 第8 | 結語 | 49 |

第1 はじめに

本件事故による被害は、訴状「第5 福島第一原発事故による被害」で述べたとおり、極めて多様かつ複合的なものであり、それぞれの被害が複雑に絡み合うことで、より一層深刻な被害を被害者らに与えている。

本件事故により、被害者らは、生活そのものを奪われ、これまで培ってきた人間関係、仕事、就学環境、自然環境など、それまで被害者を取り巻いていた社会生活関係から分断された。本件事故から5年近くが経過し、避難した新たな土地で、生活基盤を築こうとしている者もいるが、新たな土地での生活も、不安や葛藤を抱えながらのものであり、本件事故前の生活が確保されているとはいえない。被害者らは先の見えない不安を抱えながらの生活を余儀なくされており、被害者らが本件事故によって被っている損害を、個々人の犠牲、負担で終わらせるべきものではない。

本件事故による被害者らの被害は、事故直後から現在に至るまで断続的に続き、その属性（夫、妻、父親、母親、子、避難区域対象内か対象外か等）や本件事故前後の生活状況等によって、多種多様な形で表れている。

本書面では、原告らが被った被害、損害の背景や全体像を、訴状で述べたことに加え、事故直後から現在に至るまで時系列に沿って述べ、また、避難者らの属性によって被害がどのように広がるのかを示すことにある。かかる被害の実態、広がりについては、当訴訟の原告らを含む多くの被害者らが、本件事故を起因として受けた被害の実態を、原告らへの聴き取り、大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施した避難生活等についてのアンケート（甲D共23）や手記（甲D共24、25）、行政や支援団体の実施した調査の結果等（甲D共26ないし29）、関東圏からの避難者らが綴った手記（甲D共30ないし32）に基づいて明らかにするものである。なお、人類が未だかつて直面したことの無い原発事故は、時間の経過とともに新たな被害を生み、広がりをみせている。本書面では、避難者らの被害の全体像を捉えることを目的とするが、ここに述

べられたもののみが、避難者らの被害ではないことに留意されるべきである。

第2 避難に至るまでの苦悩と被ばくの恐怖，苛酷な避難行為

1 事故直後の混乱の中での避難

平成23年3月11日19時03分，菅総理によって原子力緊急事態宣言が出された。しかし，その情報は福島第一原発事故による影響を受けるはずの地域で生活していた人々に十分には伝わらなかった。そのため，多くの人々が，放射性物質が飛散する地域に居住しながら，福島第一原発で事故が発生しているということにさえ気付いていなかった。

避難者の中には，とにかく避難した方がよいという情報だけを頼りに，状況を把握できないまま，避難指示とは無関係に避難を始めた者も少なくなかった。避難指示を聞いて避難を始めた者であっても，原発事故による避難であることが伝わっておらず，結局，避難者は，お互いメールなどで情報交換しながら，なぜ避難しなければならないのか，どこに避難すればよいのか，いつ戻れるようになるのかも，まるで分からないまま，貴重品も持たずに，とにかく着の身着のまま避難することを余儀なくされた(甲A1・国会事故調342頁など)。

福島県いわき市から避難した原告(1番)は，本件事故直後の避難の状況について，以下のように述べている。

「救援物資もなく，放射能を恐れてボランティアも来ず，いつ大爆発が起こるのか，今か，今日か，明日か，という不安と恐れの中，何も出来ず，とうとう『ああ，ついに，ここで死んでしまうんだ』と覚悟しました。あの恐怖は，まるで，墜落する飛行機に乗っているようでした。翼が折れ，エンジンが火を吹き，機体に穴が開き，キリモミしながら急降下する飛行機。何も見えず，何も分からないまま落ちて行く，その恐怖。逃げ道はなく，ただ死ぬのを待つのみです。私は，自分に言い聞かせるように，テレビの前の3人の子どもたちに「せめて，苦しまないで死ねるように祈りなさい」と言いました。」

しかも、国会事故調報告書（甲A1・345頁）でも明らかにされているように、国や東電からほとんど情報が提供されない中での避難であり、テレビやインターネットでは様々な憶測が飛び交い、被害者らは何を信じ、どう行動すればよいのかもわからないまま、避難を余儀なくされた。

福島県郡山市から避難した原告（22番）は、当時、情報が錯綜する中で避難を余儀なくされた状況について、以下のように述べている。

「テレビの報道とインターネット上の情報には、内容の差が大きく、何を信じればいいのか、どうすればいいのか、まったく分かりませんでした。テレビでは1号機が爆発した映像を流していたものの、『安全だ。普段通りの行動を。』などという国の発表もなされていました。その一方で、インターネット上では、『すぐに逃げろ！病院関係者は放射線対策でヨウ素を飲んで！』などという情報も出ていました。」

「国の発表は二転三転していましたが、第一原発の半径20km以内で避難指示区域が固まりました。しかし、その根拠は特に示されておらず、インターネット上では引き続きそれ以上の範囲の危険性が叫ばれ続けていました。そんな中、16日にアメリカが半径80km圏内の自国民に避難勧告を出しました。このアメリカの避難勧告は、とても衝撃的でした。」

「翌17日朝、テレビを見ていると信じられない光景が飛び込んできました。福島第一原発にヘリからの放水が開始されたという報道です。『え・・・？』と、私は自分の目を疑いました。科学の最先端である原発の事故の対処に、空から水を撒く。それを政府が真面目に行っている。そんな手段しか残されていないほどに事態は深刻なんだと直感しました。すぐに夫と話し合い、その日のうちに避難することを決意しました。そして、事故直後から熊本に住む夫の親御さんから、『いつでもこっちに来ていいから』と言われていたこともあり、夫の実家に連絡をして、今から向かう旨を伝えました。娘たち一家は避難を決心できていませんでしたので、とりあえず少しでも危

険を避けてほしい一心で、『すぐにでも旅行に出なさい』と伝え、私たち夫婦は取るものもとりあえず、車に乗り込みました。ガソリンの残量が気になりながらも、渋滞の中、なんとか那須塩原駅まで到着しました。そこで臨時に設置されていた駐車場に車を乗り捨て、新幹線に乗り込みました。」

また、「大阪府下への避難生活等に関する聞き取り調査報告書（平成24年3月から7月にかけて、大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施したアンケートに基づくもの。以下「大阪弁護士会聞き取り調査」という。甲D共23）の中の以下の回答によっても、当時の混乱、緊迫した状況、避難者らに情報が十分伝達されなかった事実が認められる。

「原発が爆発する前に、爆発するという情報があり、車で避難した。途中、ガソリンがなくなるのではないかと不安に駆られた（ガソリンはどこも品切れだった）。死ぬのではないかと不安でたまらなかった。途中、ガソリンが切れて車を放置して歩いて逃げている人とたくさんあった。」

「地震後は、家族の安否が心配だった。原発で避難したというよりは、地震で避難してから原発の現実を知った。テレビは見ることができていたが、（原発は）大丈夫ですよという報道だった。」

本件事故直後の混乱のなか、政府や自治体からの情報は安心して信用できるものではなかった。多くの人々は、正確な情報が掴めないなか、家族、特に子どもたちの安全を守るため、離れ離れの生活を選択させられた。

福島県郡山市から母子避難した避難者は、以下のように、原発事故から数日後、母子だけで避難したときの不安や危機的状況のなかで家族が引き裂かれる苦しみを述べている。

「新幹線の最寄り駅付近に差し掛かった頃、駅のあちこちにたくさんの車が乗り捨ててありました。この車の所有者たちも皆必死に逃げたい思いでここまで、来たのだろうとすぐに分かりました。

…発車するまでの15分間、わずかでしたが、夫も新幹線の中に入り別

れを惜しんで息子と一緒に過ごしました。

夫は仕事や全壊した家のこともあるので、私たちと一緒に行くことはできない・・・と言いました。しかし自宅に戻ったら無事でいられるのか命の保障はありません。何より放射能という得体の知れないものを相手に夫は・・・両親は・・・大丈夫なのだろうかと心配でなりませんでした。しかし私たちはどうすることもできず、もしかしたら今この瞬間が夫と会う最後になるかもしれない、という思いで、悲しみがこらえきれず涙が止まりませんでした。できることならこのまま旦那を引き止め一緒に連れていきたい、と何度も思いました。

しかしそんな私の想いも届かず、夫は新幹線を降り、ホームから私たちを見送りました。地震だけなら避難などする必要はなかったはず。原発事故が起き、大量の放射能が放出されてしまったためにそれまで幸せに暮らしていた私たちは離れ離れの生活を選択することに。地震だけならたとえ家が全壊しようとも借金を抱えようともどうにでもなったはずと思うと悔しさでいっぱいでしたが、私は悲しみをこらえ息子と共に東京に向かいました。当時一ヶ月の息子は、避難をするために新幹線に乗っていることも、パパとの別れも何一つ理解しておらず、初めて乗る新幹線にただただ無邪気に喜んでいました。そんな息子を見ていたら、ますます辛くなり涙は溢れるばかりでした。」（甲D共24、「20年後のあなたへ東日本大震災避難ママ体験手記集」手記2、45、46頁）

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、事故当時、いつも気軽に使っているSNSで氾濫する聞いたこともない緊急情報に驚愕した状況を以下のように述べている。

「二〇一一年 三月十三日 朝起きると、世界は一変していた。知らない専門用語、聞いたこともない話題が、ツイッターのつぶやきで溢れていた。・・・『福島第一発電所3号機が冷却機能を喪失したために、東京電力

は緊急事態として法に基づき国に通報』『3号機の燃料棒、4メートルの高さのうち3メートルが露出している可能性がある』・・・これまでのツイッターは、くだらない冗談や、お互いの日常生活のやりとり、仕事のアピールなどのつぶやきが淡々と流れているだけだった。それが、命を（原文ママ）危険を訴えたり、政府の対応のずさんさを非難するつぶやきに変わっていたのだ。」（甲30・「原発引っ越し」56, 57頁）

また、避難者は、日本国内の情報と海外の情報の格差、対応の違いを感じ、日本国政府に対する不信感が芽生えた様子を以下のように語っている。

「フランス大使館が日本から待避（原文ママ）するように、日本滞在中のフランス人や関係者に通達を出していたことに驚いた。日本は、事故国なのに関東圏に暮らす僕たちに、まだそういった通達を行っていなかったからだ。そしてさらに、原子力発電所の技術者が、原子炉事故は収束しないと断言したことによって絶望を感じた。後藤さんの言うことが正しいとすれば、政府はおそらく今回の事故を過小評価しているか、事故をできるだけ小さく見せるように誤魔化そうとしているように思えた。」（甲30・61頁）

「妹がふたりの娘と手をつないでホームに降りていく。エスカレーターを降りていきながら驚く。ホームに立っている人の半分ほどが外国人だったからだ。

みどりの窓口に並んでいた外国人の数を思えば、新幹線に乗る外国人が多くても不思議はなかった。しかし、ここが品川駅じゃなく外国の駅のホームじゃないかと思うほど、外国人だらけだったのだ。

新幹線を待っている間、僕らが逃げる西とは逆に、茨城、宮城方面に向かう新幹線がホームに入って来た。車両の中は人がまばらだが、正直言えば、その方向の新幹線に人が乗っていることが考えられなかった。原発事故を過小評価している人か、事態をまったく知らない人だろう。」（甲30・83頁）

さらに避難者は、震災直後の東京都世田谷区の混乱状況と余震の恐怖を以下のように表現している。

「数日前に東北を襲った津波。そして爆発した原発。パニックに陥った東京の道は車で渋滞した。そして世田谷のスーパーというスーパーからは、商品の買い占めで物がなくなった。食べるものも、飲むものもうまく手に入らず不安な日々だった。次に大きな余震が襲えば、東京も東北の様に津波に飲まれるかもしれない。今は、運よくこうしているけど、一分後は分からない、明日は分からない。」(同88頁)。

2 苦渋の決断を経ての避難

また、区域外の避難者らの中には、本件事故直後に避難をした者ばかりではなく、考え抜いた末、苦渋の決断として避難を選択した者、仕事の区切りや身辺整理などをしたうえで避難した者も数多くいる。放射線の健康への影響についてさまざまな情報が飛び交い、被告国や被告東京電力からの情報にも不信感を抱かざるを得ない状況のなか、生活の糧であると同時に、やりがいも感じていた仕事、学校、住居、人間関係など、これまでの生活全体をすべて失ってでも、父と母子が離れ離れになる二重生活となってでも、被ばくを避けたいという思いから避難を決断したのである。また避難者らは決して経済的に余裕があるわけではない。避難者らは、自らの私財を削ったり売却したりしながら、それでもなお自らや子ども達の健康影響を考え避難に至っているのである。

福島県郡山市から母子避難をしている避難者森松明希子は、「母子避難、心の軌跡 家族で訴訟を決意するまで」という手記(甲D共25)のなかで、以下のように、悩みぬき避難を決断した際の心境を語っている。

「私も身動きを取れないでいた避難所での間の一ヶ月の間、なんとか福島県での生活の再建をはかろうと相当悩みましたし、人生で最も多く深く考えた日々でした。今よりもっと様々な情報が飛び交う中で、放射能汚染についての『不安』感を抱きながら、福島での生活再建をずっと視野に入

れて考えに考え抜きましたが、やはり結論は、『逃げられるところがあるなら、そして避難できる可能性があるのなら、避難すべきだしそうすることが子どもにとって一番だ』というものでした。」（甲D共25，49頁）

「母親だったら容易に理解できると思うのですが、子どもに少しでも悪いかもしれない、という選択肢を選択する人はいないと思います。もう考えるのを放棄したくなるほど悩みぬきましたが、誰も正解を示してはくれません。何が（子どもたちにとって）正しい行動なのかもわからずに、決断するまでは本当に苦しみました。」（同29頁）

また、福島市から避難してきた原告（第1次訴訟原告39番）は、以下ののように、避難を決断するまでの迷いや、夫婦、親子間での衝突、葛藤を述べている。

「事故から1週間後、やっと韓国にいる弟からの電話が通じました。弟は『原発事故で福島が危ないと世界中で問題になっている。事故で世界中に放射線が広がっている中で、福島は放射線が一番強い場所だ。なんで避難しないのか！？韓国にすぐに避難しておいで』と言いました。このとき初めて、日本で流れている情報と、世界で流れている情報が大きく違うことを知り、私は愕然としました。

私が韓国に避難することを相談すると、夫は、国は避難しろとは言っていない、国が嘘をつくはずがないと言い、反対しました。息子も友達と離れたくないから福島に残ると泣いていました。しかし、私は、愛する家族に健康被害が起きてからでは遅い。何よりも家族の命が大事と思い、必死で2人を説得し福島市を離れることになりました。」

さらに、福島県いわき市から家族で避難した原告（1番）は、以下ののように、避難によって人も故郷も夢も失ってしまうという現実と直面した際の心境を述べている。

「その日の夜、私は、車に詰め込む荷物をまとめながら泣きました。信者が

1人もいない状態からいわき市で牧師を始め、アルバイトをしながら教会の運営を行っていました。15年かけて、ようやく自分の教会が持てるようになりました。教会は、自分で図面を作ってデザインをした、思い入れの深いものです。信者も当時は40人ほどいましたが、みんな私が洗礼をした、我が子のような存在でした。『もう二度と帰って来られないかもしれない、今日で最後かもしれない』と思うと、涙がこぼれました。』

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、経済的な余裕も、また被告国や被告東京電力からの支援もない中、避難を決断するに至る苦悩を以下のように語っている。このように、避難する者達は、決して経済的な余裕がある者ばかりではない。

「アラーキーが愛妻の洋子さんを撮ったように、僕も妻や娘の写真はプラウベルマキナ67で撮り続けようと思った。長年そう思い続け、昨年ようやく手に入れることができた愛すべきカメラだった。しかしそのカメラでさえ、質に入れる時が来てしまった。情けないがこれが現実だった。」(甲30・128頁)

「すると妻は「これ使ってくれていいよ」と、どこからか母親の形見のネックレスと指輪を取り出してきた。・・・僕は躊躇した。さすがにこれは質に入れられない。・・・一晩考えた。結局そのほかにいい方法が思いつかず、時間もなかったので使わせてもらうことにした。」(甲30・130頁)

「東京電力が原発事故により被害を受けた人などを対象に、補償を行うことが発表され窓口が用意された。僕はその情報を聞いて翌日には連絡をして、身の上話をした。・・・七月八日に呉に引っ越しをするまでに、東電とやりとりをした電話の時間はおよそ五百分。実際に東電の社員に自宅に来てもらって顔を付き合わせて(原文ママ)話し合ったのが二回。僕はできるだけ丁寧に、目の前の生活の困窮と、この先の子供たちの健康を考えて引っ越しをしたいという旨を伝えた。丁寧に根気強く訴えた。・・・原発事故さ

えなければ消費しなくてよかったお金。それらの補償を，東電は曖昧な態度でのりくりとごまかし通した。・・・結局東京電力はこちらが何を訴えようと，困窮している事情を涙ながらに説明しようと『政府の指針が出るまで待ってください』という言葉しか言わなくなった。」（同 132， 133 頁）

「僕は原発引っ越しのことをツイッターで公にしている。そのために『引っ越しを煽らないでください。お金に余裕があるから，神原さんは引っ越しができるんです』と非難されたことが数え切れないくらいある。僕ら家族は決して裕福じゃないし余裕は少しもなかった。むしろ逆だ。最終的に七月に引っ越しができたのは，本来なら本の制作を手伝ってくれたスタッフや業者に支払うための制作費や原稿料を，数か月ほど先延ばしにして待ってもらい，そのお金で引っ越しをしたのだ。」（同 134 頁）

「我が家の引っ越しはツイッターでは楽しそうに振る舞ってはいるが，そこに見えているようにはお気楽なものではなく，むしろまったく先が見えず，どん詰まりの真っ暗闇の中をひた走る，苦渋の道のりだった。」（同 134 頁）

東京から夫とともに福岡へ避難した避難者（妊婦）は，夫が職を捨てて避難をすることについて，以下のように述べている。

「夫は研究者の夢を全部捨てることや，自分の地元じゃないため，疎外感や不安が大きい。」（甲 32 「 - 平和・共生ブックレット - 原発事故から 3 年九州に避難した人たちの今」・ 26 頁）

東京から夫と子どもと福岡へ避難した避難者は，生活に不可欠な経済的な問題を乗り越えて避難を決断したことを以下のように語っている。

「収入がなくなるのはいやだけど，収入は子どもを育てるためのものだから，放射能によって子どもが甲状腺がんになるくらいなら貧乏になるほうがいと考え，避難を決意した。」（甲 32 ・ 30 頁）

3 被ばくの恐怖，健康被害の不安

避難者らは，本件事故後，放射線の健康への影響について十分な情報が得られず，様々な見解が飛び交う中での決断を強いられた。そして，「被ばくをしたのではないか」，「子どもを被ばくさせてしまったのではないか」，「今後，甲状腺がんなどの疾病が発症するのではないか」と健康への不安を抱えながら日々過ごしている。被ばくに関する不安は，外部被ばくのみならず，食品や飲料水から受ける内部被ばくについても同様に生じるのである。したがって，避難者らは内部被ばくも同時に避ける為，被ばくしていない食品や飲料水の購入をしなければならず，それらの探索に苦心するばかりか，多くの出費を強いられることとなった。

本件事故発生直後，住民に対する内部被ばくの調査等が極めて重要であったにもかかわらず，十分な調査がなされることはなかった。また，個々人が線量計を常に携帯できたわけでもなく，ホール・ボディ・カウンタによる検査が，継続的かつ広範な地域で実施されたわけでもない。避難者らは，被ばくの程度を確認する手段さえもなく，このことが，避難者ら，とりわけ被ばくの影響を受けやすい子どもを持つ母親や妊婦らに非常に大きな精神的不安をもたらしている。

福島県郡山市から母子避難した避難者は，情報がない状況下で子どもを連れ放射線量が高い地域に避難してしまったことの悔しさや，避難を決意した当時の被ばくの恐怖を以下のように語っている。

「 自宅は，原発から65キロほどの距離だったので，40キロの実家よりは少しは放射線量が低いだろうと思い，自宅へ向かいました。しかしその時の素人の考えを，後々後悔することになってしまいました。

数日経ってわかったことですが，40キロの実家より65キロ離れた自宅の方が，数倍も放射線量が高かったのです。当時私たちは何の情報も無かったので，より線量の高い方へ逃げてしまいました。どこへ避難すれば

安全だったのか、少しは被ばくを避けられたのか、誰も教えてはくれませんでした。それどころか、国や県はスピーディーの情報を持ち合わせていながら、私たちには何も公表せず隠してきたのです。

…どんなに後悔してももう遅い、被ばくしてしまったものは無かったことにはなりません。時間を戻すこともできません。

…震災の日からわずか数日間で、これまでに体験したことのない恐怖に見舞われ、私のストレスも極度の状態でした。とにかく放射能から逃れたいという思いしかありませんでした。何の情報も無い、何も信じられない、こんな恐ろしい所で怯えながら過ごすなんて、これ以上考えられない。地震で被災しただけでも怖い思いをしているのに、なぜそれ以上に得体の知れない放射能という恐怖に怯えなければいけないのか…そして、福島を出よう…出るしかない…と決心しました。」(甲D共24・43, 44頁)

また、福島市から避難した原告(39番)は、以下のように、実際に自身や子どもの体調に変化が生じたことによる不安な思いを語っている。

「避難先の韓国から2011年の5月に一時帰還したとき、放射線を測る機械で放射線濃度を測ったところ、家の中、普段歩きなれた道、私の経営する店。どこで測っても放射線濃度は高いものでした。福島市に戻ってきた頃から、私は髪の毛が大量に抜けるようになりました。息子はたびたび洗面台が赤く染まるくらいの鼻血を出すようになりました。病院にも行きましたが、どちらも原因ははっきりしません。ですが、放射線の影響は子どもの方が受けやすい。そんなことを思い出しました。子どもを守れるのは親しかいません。子どものためにも福島を離れることを決意しました。」

さらに、原告(番)は、諸外国が自国民を避難させていることを知り、国内で情報が得られないことに対する不安感や、生活圏でも高濃度の放射性物質が検出されたことに対する恐怖感を以下のように語っている。

「事故後、市民運動の方々から流れてくる情報では、中国・韓国政府が自

国民に一時避難・帰国を呼び掛けていることや、アメリカは100キロ圏から自国民を避難させていること等を知りました。私は、100キロも離れていても健康被害が生じる恐れがあるのかと不安が増しました。しかし、これらの情報は日本国内で報道されておらず、政府は国民をパニックにさせないためにあえて報道規制をしているのではないかと国内の報道が信じられなくなりました。書店やコンビニにも原発事故について表紙に大きく書かれた雑誌が数多く並び、国内の報道に不信感が募った私は、原発事故や放射能の人体への影響について書かれた雑誌を購入して読みあさりました。これらの雑誌から得られる情報により、事故による健康被害についての不安はどんどん増していきました。

その後、自宅から自転車で30分ほどの距離にあり、私たちの住んでいる地域の生活水を供給している浄水場から放射性物質が高濃度で検出されたことや、同距離にある水元公園にホットスポットができたことを知り、自分のこんなに身近に既に目に見えない恐怖が迫っているのだと思い、愕然としました。このことにより、私たち家族は避難を決意しました。」

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、子どもの健康を何より思いやる親として、子どもたちの被ばくの恐怖と、避難に至る決意、そしてその決意するまでの間にも必死に被ばくを避けるための対策をしていたことを以下のように語っている。

「子供を守れるのは親しかいない。僕が東京に留まれば、娘たちも留まるかもしれない。娘たちに、これから数年間、放射能の影響と思われる健康

害が起きてしまえば、彼女たちはきっと『お父さんはどうして東京から逃げなかったの?』と聞くにちがいない。娘たちが、自分の日記やブログに、そうした苦しみを僕には内緒でひっそりと書き留めるかもしれない。ある日、娘のそんな胸の内を知ってしまったら、僕は嘆き悲しむだろう。仕事のしがらみ、社会的なしがらみのない、純粹無垢な子供たちの疑問は、とてもシンプルに僕の心を貫くにちがいない。大袈裟かもしれないが、もしも数年後、娘たちの体を取り返しのつかない状態になってしまっていたら、僕はどんなふうに生きていけばいいのか分からない。その時に、国や東電に迫ってみても、娘たちの健康が戻って来ることはないのだ。」(甲30・13頁)

「放射能に恐怖を覚えてからは、窓を締め切り、洗濯物は室内に干した子供たちは外で遊ばせず、震災以降「室内でしか遊ばせません」と言っていたのに運動場で毎日運動させていた幼稚園も辞めさせた。食材は関東や東北の産地は絶対に手を出さず、外出の時はマスク着用。帰宅したら玄関先で埃を払う。・・・水は九州地方から取り寄せた「財宝温泉」か、スーパーサミットが店内に設置している「逆浸透膜濾過」した水しか使わないことにした。・・・お風呂は水を大量に使うので、水道水を使わないわけにはいかなかった。仕方なく短時間で入ることにした。娘たちをお風呂に入れる時が、いちばんストレスだった。」(甲30・14頁)

「西へ逃げる自分のことを自己中心で被害妄想だと思っている。・・・でも、一度逃げると決めたんだから、自己中心でも過剰反応でも被害妄想でもバカげていても、家族を西へ連れて行くのが僕の役目だ。・・・僕が笑われる分にはいい。放射能を怖がりすぎだとバカにされてもいい。「どうしてお父さんは、自分たちを逃がさなかったの?」と、数年後、娘たちに非難されることに比べれば、その痛みはなんてことはない、耐えられる。」(同85頁)

東京から夫とともに福岡へ避難した避難者（妊婦）は、被ばくの危険性から海外への避難まで考えたが、出産を考え諦めたことを以下のように述べる。

「チェルノブイリでは1200キロの西ドイツまで高濃度放射能が来ていたということを聞いていたので、九州でも危ないのではと心配になった。・・・被ばくすると取り返しのつかないことになるから、3月18日ごろ、海外脱出を考えた。・・・結局、子どもが臨月だったため、生むリスクを考え九州にとどまることにした。」（甲32・26頁）

東京から夫と子ども二人と福岡へ避難した避難者は、避難までの間、子どもを被ばくによる健康被害から守るために必死にとった行動とそのときの気持ちを以下のように振り返る。

「（放射能を恐れ）、子どもたちへ「命や身体に影響があるよ」と言い続けた。学校の給食は食べさせずにお弁当に変えたり、プールには入らせなかったり、魚は控えたり、少しの雨でも傘をさしマスクまでさせたりしていた。給食とプールについては、学年で一人だけだったので、子どもはストレスを感じていただろうと思う。」（同32頁）

「東京にいた頃は、保育所へ放射線の危険を語って、疎まれるモンスターペアレントと言われた。」（同33頁）

東京から夫と子どもと福岡へ避難した避難者は、夫や子どもへの被ばくの恐怖と、それを身近な人に理解されない苦しみや悲しみを以下のように語っている。

「日本が国内に発表しないドイツやノルウェー放射性物質拡散予測をみて私が家族や友達に、“今日は風向きがこっちだからなるべく外に出ないで、もし出るなら長袖来て(原文ママ)分厚いマスクして”などの警告は全く理解してもらえませんでした。桜が満開の気持ちがいい春でしたから、みんな公園で子供をつれてお花見をしていました。私はそんな日本の中において違和感と不安と悲しみと恐怖でいっぱいでした。」（同43頁）

第3 先の見えない避難生活，避難後も続く苦しみや不安

1 本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断・離別

(1) 地域社会からの分断・離別

多くの避難者は，本件事故により，長年住み慣れた故郷を離れざるを得なくなり，愛着のある故郷で人生を全うすることができなくなった。

福島県いわき市から避難した原告（1番）は，以下のように，事故によって故郷での仕事を失った苦しみや，子どもたちとの衝突，子どもたちが夢を奪われたことに対する悲しみ，戻りたくても戻れないという相反する思い，未だ癒えることのない喪失感を訴えている。

「私は，3月30日，もう福島へ戻らないことを決めました。私は全てを捨てて避難してきましたから，教会の運営のための収入源も失いましたし，もはや福島に帰って生計を立てることは出来ません。「もう福島には戻れない」と告げると，3人の子どもたちは，大変なショックを受けました。長男は，自分1人で帰ると言いましたし，次男はおろおろするばかりで，末の娘はおいおいと泣き出しました。高校3年生になる長男は，大学受験のための全ての準備，学習，計画が崩れてしまい，目指していた大学に入ることを諦めざるをえませんでした。子どもたちには何ヶ月もかけて少しずつ話をし，ようやく納得してもらいましたが，故郷を失い，友達と引き離され，夢を奪われた子どもたちの悲しみはどれほどだったかと思うと胸が痛みます。子どもだけでなく，私と妻も，福島で営んできた全てのこと，人との繋がり，心の思い，何もかも引き裂かれてしまいました。

子どもたちは，避難から3年半以上が経った今でも，「いわきに帰りたい」と言い続けています。私は，「そうだね」と答えるしかできません。福島に帰りたいという思いは，子どもたちも私も同じです。ですが，一度福島を捨てた私たちが，今になって戻る場所なんてありません。」

また、原告22番は、一時帰宅した際に見た、変わり果てた故郷の姿や、残された人々に対する負い目の気持ちを、次のように語っている。

「夫の実家での生活が始まりましたが、なにぶん逃げるのに必死でしたので、身の回りのものも持ち合わせていない上、車も乗り捨てたままでしたので、たいへん不自由でした。そこで、3月末に身の回りのものを取りに、夫とふたりで自宅に戻りました。戻ったふるさとは、以前のまま、いえむしろ私たちが避難したときよりもさらに活気を失い、荒廃したように感じました。私たちの他にも避難を選択されたご家庭もありましたが、そのまま残ることを選択された方もおられました。私たちは「逃げた」という負い目を感じつつ、那須塩原駅から乗ってきていた車に急いで荷物を詰め込み、後ろ髪をひかれる思いを感じつつも、すぐに自宅を後にしました。

このとき感じた負い目というのは、私には到底耐えられないものでした。ですので、これ以降、私は郡山の自宅に戻ったことはありません。戻るのが怖いのです。9月に、熊本に定住することを決めて、自宅を売却する際にも、現地には夫にひとりで行ってもらいました。また、娘たちやその家族に会いたい気持ちもありましたが、どうしてもこちらから行くことができず、娘たちに熊本に来てもらうようになりました。」

(2) 区域外避難者らが受ける分断・誹謗・中傷

避難者らの地域社会からの分断は、いわゆる「区域内」、「区域外」という「線引き」によってもより深刻化している。

区域外避難者らは、被ばくによる健康への影響について科学的にも様々な知見が対立するなか、リスクがあるならば被ばくを避けて生命や健康を守りたいという思いから、避難を選択した。

多くの区域外避難者らは、避難を決断したことによる周囲との軋轢に苦しみ、また、被告東京電力から十分な賠償を受けられない、被告国による十分

な支援が受けられないなど極めて過酷な状況に置かれている。しかし、現在に至るまで、被告国や被告東京電力は、区域外避難者らに対して、区域設定を盾に避難者らを分断し、区域外避難者の被害に全くといっていいほど目を向けようとしていない。

区域外避難者は、家族や周囲から、「国が大丈夫と言っているのになぜ避難しているのか。」と、避難したことを咎められ、避難に伴う困難について「自己責任」であるかのように責められ、避難に伴う経済的、身体的負担を感じる日々のなか、「避難する」という選択を否定され、精神的にも追い詰められている。このような対立構造は、コミュニティの最小単位である家族の中でさえ生じており、夫婦間、親子間の関係にも回復しがたい軋轢をもたらす事態となっている。

離れて暮らす家族や友人から、避難をしていることについて理解を得られず、孤立感を深めるなど、人間関係に軋轢が生じてしまっている者も数多くいる。

区域外避難者らは、避難を続ければ続けるほど、これまでの人間関係が壊れ、軋轢が生じていくなかで、避難したことが本当に正しかったのかと日々苦しみ葛藤している。

福島県内ではあるが避難区域外から広島市に母子避難した避難者は、福島に残る被害者から心ない中傷を受けたり、夫や義母という一番身近な家族に避難を理解されなかったりする苦悩を以下のように述べている。

「 「そこまでして避難します？そんな状況で本当に子どもを守れるんですかね？」避難に反対する、福島に残っているお母さんグループのメンバーが、インターネットの掲示板でやり取りをしていた時の言葉が耳の奥でこだまする。「貧乏のどん底に落ちて、誰かの施しに頼って、乞食のように生きるのが、子どもを守ることですか？」「放射脳（放射能汚染を恐れて、本来は不安に思うほどのことでもないのに過剰反応している人

たち、という意味でのレッテル的な呼び名)の考えることはこの程度。知能が低いからありもしないことに怯えて、かえって危険な状態になっている。自業自得だよ。」(甲31・3～4頁)

「私といえば、夫の氷の壁のような態度に落ち込み、義母からの「あなたは自分だけが無事だったらそれでいいの？あなたの夫は、私の息子はどうなってもいいの？家族は一緒に暮らすのがいいんだから、バカなことは止めて早く帰ってきなさい」という連日の電話に落ち込み、家に引きこもってくよくよして泣いてばかりいた。」(同6頁)

東京から夫とともに福岡へ避難した避難者(妊婦)は、避難を選択しない(できない)友人との関係が変わってしまい悩んだことを以下のように述べる。

「関東の友達に「実家に避難するから、九州に来る場合は実家に来て大丈夫だよ」とメールを送る。しかし・・・「ここは危ないので行きたいけど、行けないからやめてくれないか」と言われた。それを見て、心は複雑であった。」(甲32・27頁)

(3) 家族・親戚・家族同様の者達との分断・離別

ア 物理的・精神的別離

避難者らは、家族ごとにまとまって避難をできたわけではなく、家族が物理的にも精神的にも離ればなれになってしまうこともある。

特に区域外避難者においては、父親(夫)が仕事の関係などで避難元に残らざるを得ず、母子が避難するという状況が生じている。避難元と避難先との二重生活により、家賃、光熱費等は増加し、経済的な負担は家計を圧迫している。避難先と避難元を行き来するのは、物理的な距離や経済的な負担からすれば容易ではなく、分断された父子は、これまではあたりまえのようにできていた自由な交流をすることができなくなっている。避難者からは、家族の十分な交流ができないことによる子どもの成長への影響

を心配する声や夫の被ばくを心配する声、夫の負担や子どもへの影響を考え、避難し続けることへの葛藤を訴える声も多く聞かれる。

母子避難をした避難者は、前述の手記のなかで、避難によって大きく変わってしまった生活、夫と容易に会えない状況、父親と離れて暮らすことが子どもたちに与える影響についての葛藤などについて述べている。

「夫は母子避難を始めてからというもの、月に一度、子どもたちに会えれば良い方で、一ヶ月以上会えない時もありました。『単身赴任や海外赴任のお父さんを持つご家庭と同じなんだ！』と自分に言い聞かせて日々の子育てをしています。『いつまで』という任期があるわけではなく、おそらく相当長期に渡ってこの生活が続くと考えると、子どもの精神面での影響が心配で、本当に福島を出て来て良かったのかしら…と何度悩んだかしれません。

お父さんが大好きだった三歳の息子を父親から引き離してしまったのは本当に正しかったのか？まだ震災当時、生後五ヶ月だった娘はほぼ父親を知らないで育ってしまっただけで今後の父娘関係に影響は出ないだろうか？なによりも、家族のためにたった一人で福島に残って子どもの寝顔さえ毎日見る事が出来ない生活をしている夫の精神状態は大丈夫なのだろうか？

休みがあれば、七〇〇キロ以上離れた大阪まで一人高速道路を車で飛ばして子どもたちに会いにきて、二四時間も滞在しない（できない）で、また同じ道をろくに休まずに運転して戻らなければなりません。せつかく会いに来てくれた夫ですが、子どもたちには『お父さんはお仕事と運転で疲れてるから寝かせてあげて！』と声を上げる私は母親として何をやってるんだろう？

震災以降、親子共々、心も身体も休まる場所がありませんでした。福島に残れば目に見えない放射能の恐怖におびえ、出たら出たで、不

安定な生活と家族バラバラの日常を強いられる…ふつうの福島県民としての暮らしがあの日以来、一変してしまいました。」（甲D共25，37頁ないし39頁）

また、両親を福島県白河市にもち、神奈川県から福岡に避難した原告（32番）は、自分の子を祖父母に会わせたいという思いと、会わせるたびに健康に対する不安が増大していくこととの葛藤を、以下のように述べている。

「私の母は、事故後、私に対し、孫への健康被害を心配して、「実家に孫を連れてきてはいけないよ」と言っていました。

母が最後に孫に会ったのは、私たち家族が避難する際に、見送りに来てくれた時だったと思います。私自身も、自分の子の身体への健康被害が不安だったので、母の言うとおりに、私一人で実家に帰ることはあっても、子を連れて行くことはしていませんでした。

しかし、昨年のお盆、私が実家に帰ったとき、母が、「車の窓越しでもいいから、孫に会いたい」と言ったのです。母は、それ以上は何も言いませんでした。私は、できることならば、両親を福岡に呼びたいと思っています。しかし、80歳を超え、足と心臓を悪くし、腰が曲がり歩くのもおぼつかない両親を、長年住んでいた福島から遠く離れた福岡まで呼ぶことはできません。

また、私には、子にとって、祖父母と触れ合うこと、年に2回、お盆と正月は両親の実家に行き、墓参りをするといったことが、人格形成に必要なのではないかという考えもありました。

そこで、私は、避難してから2年半ぶりに、子を实家に連れて行きました。母は、にこにこして、従兄たちと遊ぶ孫の様子を見ていました。

私は、子を实家に連れて行ったことで、子の健康被害への不安が増

大しました。私に「孫を連れてきてはいけない」と言っていた母ですから、母も勿論、私と同じ不安があるに違いありません。しかし、母と私は、一般的な被ばくの危険について話はしても、子や私の健康のことは一切話さなくなりました。母が「連れてきてはいけない」と言っていたことも、話には出てきません。

これからは、お盆と正月には子連れて実家に帰ることになります。私たち家族は、普通の家族なら当たり前の里帰りをする度に、互いに口にできない健康に対する不安を増大させていくことになるのです。」

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、家族で住んでいた二世帯住宅の1階部分に大家として居住している「ななちゃん」という高齢の女性と、10年以上の長きにわたり家族同然に暮らしていた。避難者は、家族である「ななちゃん」に対し、一緒に避難しようと言い、西日本に引っ越すことを伝えたものの、以下のように「ななちゃん」の理解は得られなかった。

「急な引っ越しを決め、六月の中旬にそのことを伝えた時、ななちゃんは目を真っ赤にして怒った。「裏切り者！」と言って涙を流した。「ずっと二階に住んでくれるって言ったのに！」」（甲30・17頁）

イ 避難に伴う家族崩壊の危機

また、先述のとおり、家族が一緒に暮らしていたが、分断せざるを得なくなった生活は、避難する者、留まる者のいずれにも大きな負担を強いることになる。放射線の危険に対する考え方の違いや、被ばくを避けるために避難することによる過大な負担から（経済的負担、精神的な負担、子どもの教育への影響（進学、別居を続けること）など）、夫婦間や避難元にいる家族と避難先の家族との間で対立を生じさせ、これまで円満だった家族関係に亀裂が入り、夫婦間であれば離婚にまで発展する事態も生じてい

る。

原告らの中にも、本件事故までは円満だった夫婦関係が、本件事故をきっかけに悪化し、離婚を余儀なくされた者もいる。

福島市から避難した原告（39番）は、避難を決断したものの、夫や子から避難について反対された状況を、以下のように述べている。

「福島原発事故後、私は、夫と息子を放射線の影響から守るためにも、福島から離れたいと考えていました。しかし、夫からは「国は避難しろとは言っていない。国が嘘をつくはずがない。」と言われ、息子からは友達と離れたくないから福島に残りたいと言われました。2人を説得するには時間がかかりました。」

また、福島県郡山市から避難した原告（37番）は、避難先での生活の困窮や仕事の負担等から夫婦関係に亀裂が生じ、離婚にまで至った状況を、以下のように述べている。

「平成24年1月中旬、私は夫とまだ1歳に満たない長男と3人で福島県郡山市を出発し、福岡県に避難しました。

夫は、失業手当を受け取りつつハローワークに通い、4月か5月頃、電気工事の会社に勤め始めました。しかし、試用期間中は給料が安く親子3人での生活が苦しかったため、夫は7月頃からコンビニの深夜アルバイトを掛け持ちするようになりました。

こうして夫が昼夜問わず働く一方で、私は慣れない土地での初めての子育てで自分自身いっぱいいっぱいで、だんだん夫婦の会話もなくなっていきました。

そんなある日、お金の話からついに夫と大喧嘩になりました。その後2人とも時間を置いて落ち着いたうえで、今後についてじっくり話し合いをしました。その話し合いの中で、私は夫が、福岡になじむことができず福島へ帰りたい気持ちが募っていることを知りました。し

かしながら私は、まだ幼い長男のことを考えると、被ばくの可能性がある残る福島へ帰るのは絶対に無理だと考えていました。私はもうこれ以上、夫と共に福岡で暮らしていくのは無理だと思いました。

同年8月、私は夫と離婚し、夫は福島に帰って行きました。」

千葉に妻を残し息子と二人で避難した避難者は、子どもの健康のための避難に理解しない妻との関係が悪化していく様子を以下のように述べている。

「一昨日、非難の準備を整えていた時、妻のアカリはその様子を見て嘲笑した。「あなたね、やりすぎだって。映画じゃないんだからさ。たしかに大きな地震はあったわよ。あったけど東京は大丈夫よ。その証拠にNHKだって何も言っていないじゃない・・・それに少し冷静になって考えれば福島から千葉まですごく遠いんだし、ここら辺は何も心配することはないと思うわ。現に、今こうやって元気にしているし。考えるだけストレスだと思うわ。」妻の態度を見て、私は失望を隠せなかった。真っ先に一也の健康を心配すると思っていたのに、彼女は大丈夫しか言わず、どんな言葉も言い訳のための糸口を探しているみたいに思えた。」(甲31・33, 34頁)

父母を置いて単身東京から避難した中学生である避難者は、いわゆる引きこもりの生活をしていていたが、自力で原発事故の危険性を調査し、事故後も平然と福島の祖母が送ってくる野菜を食べている父母との価値観の違いに悩んだことを以下のように述べている。

「僕はそのことに心の底から絶望した。食べ物の放射能汚染に関心がないと呆れた。あれだけの原発事故が起きて、世界でも経験がないほどの放射能がまき散らされたのに、食べているものに、放射能が入っているかどうか、そういうことを気にする思考がない。本当に僕は、この父と母から生まれてきたのだろうか、そこまで悩んだ。」(同44

頁)

2 避難生活での孤独感, 喪失感, 葛藤

(1) 避難生活における不安, 孤独感, ストレス

避難者らの多くは, 本件事故まで, 住み慣れた土地, 先祖代々受け継いできた土地に住み, 家庭菜園や畑で野菜を作り, 親戚や友人と交換し合うなど, 自然豊かな環境の中で充実した生活を送っていた。また, 近隣住民や親戚との人間関係を大切にし, 地域社会の中で, 互いに助け合いながら生活していた。

ところが, 本件事故を契機に避難を余儀なくされ, 愛着のある土地を離れざるを得なくなった。避難者らの多くは, 避難により仕事や住居を失い, 喪失感に苦しめられている。望郷の念を抱きながら, 見知らぬ土地, 誰一人知り合いのいない土地での不安定な生活を余儀なくされており, 多大なストレスを抱えている。さらに, 先の見通しの立たない生活への不安ものしかかり, 本件事故前にはあたりまえのようにあった地域の人々との交流もないなかで孤立感を強めている。避難生活への不安や苦痛を訴える声は数多く, 大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共23)によっても, 以下のように, 人的な基盤を失ったことに対する孤独や不安, 疲弊を訴える声が多く聞かれた。

「大阪で初めて一人暮らしをして, 土地勘もなく, 言葉も違う中で, 眠れないほどの孤独を感じました。原発事故まで幸せに暮らしていたのに, どうして自分はひとり大阪にいるのか, どうしてこんな思いをしなければならぬのかと我慢しようとしても辛くてたまらなかつた。」

「生活が寂しすぎて, 子どもを寝かしつけて, 一旦は寝るが, 夜中3時ぐらいから起きてしまい, お酒を飲んでしまい, 大阪(に)来てから大幅に体重が増えてしまった。前は(お酒を飲む機会が)月2回が週4回ぐらいになった。仕事をしてないためか, 夜中に目が覚てしまう。」

「避難先での人との交流がほとんどなく, 誰に相談していいかわからな

い状況である。」

「誰一人知り合いのいない土地での生活は本当に大変でした。まだまだ先の見えない状況にあり、避難生活は予想以上に疲れます。」

また、同じく、以下のように、これまで築いてきた生活を失った喪失感や、本件事故により自らの人生を切り開いていくことのできないもどかしさを訴える声も多くあった。

「原発事故がなければ、仕事を失ったり、家族がばらばらになったり、子どもが転校せずにすんだ。未だに将来への不安だらけの生活である。」

「これまでの人生は自分で決めてきたが、今はそれができない。振り回されている感じがする。」

特に、住み慣れた土地を離れる喪失感の大きい高齢者については、引きこもりや認知症の発症、悪化等の報告もあり、ストレスによる体調異変、持病の悪化を懸念する声も多く聞かれている。

さらに、福島市から避難した原告（39番）は、子どものいじめや仕事の喪失による不安、相談する相手がいなくにより気持ちが沈んでしまう心情を、以下のように述べている。

「福岡県に避難してしばらく経ってから、子どもがいじめにあうようになりました。お金を取られ、体中にあざを作って帰ってくることもありました。学校の指導でいじめがやむことはありませんでした。転校するために引っ越すことも考えました。でも、できませんでした。一度避難した場所から転居すると、18歳以下の子どもがいる避難者に支払われている家賃の援助がなくなるからです。福島から避難するときに、夫はそれまで勤めていた会社を辞めなければなりませんでした。私も経営する店を閉店しました。福島市内の自宅マンションのローンも、5年間の返済猶予はありますがまだ残っています。原発事故の後、収入が以前の10分の1になった家庭で、家賃の援助なしに生活していくのは無理で

した。

今の経済状態では、以前福島で経営していたような店を、私が福岡で開店することはできません。福岡では話し相手もいません。ゆううつな気持ちが続き、イライラすることが多くなりました。」

東京都葛飾区から避難した原告（9番）は、全く縁のない土地で生活することに対する不安やストレス、夫のうつ病の再発、事故に関する避難先との温度差などによる孤独感を、次のように語っている。

「 私たち家族が福岡へ避難をしたのは、爆発から約2週間後の3月29日でした。福岡には地縁も頼るあてもなく、知らない土地で一から生活することは、とても不安なものでした。ただ、事故現場から少しでも離れて被爆を避け、家族の健康を守らなければならないという一心でした。慣れない環境での生活がストレスになったのか、夫は以前患っていた鬱病を再発してしまいましたが、葛飾で信頼していたかかりつけの病院に通うことはできませんでした。私自身も身近に相談できる知り合いもおらず、これまで築いてきた生活の基盤を葛飾に残してきてしまったことに対する喪失感はとても大きく、非常に心細く辛い日々を過ごしました。また、福岡の人たちの間では、事故現場から遠いせいか、事故や被爆の不安について話題に上ることはほとんどなく、まるで他人事のようにでした。このような中、私一人が事故について語ることは、白い眼で見られるのではないかとばかられ、私たち家族が福岡に引越してきた経緯を話すこともできず、私は大きな不安や孤独を誰にも話すことができず、一人で押し殺していました。」

（2）被害者間での分断

被告国による避難等を巡る「指示」や「区域」等の設定、被告東京電力による賠償基準の格差は、避難者らに避難を選択するか否かに関する軋轢を生じさせたにとどまらず、避難者らの分断・対立という被害を生み出し、避

難者らを苦しめている。

すなわち、放射能による被ばくから逃れるために避難した者について、区域外・区域内でその生活の不便さに違いなどはないはずである。しかし、区域外・区域内という被告国の設定や、その設定に基づく被告国や地方自治体の公的支援（住宅支援、医療費の免除、義援金の分配、避難先での行政サービスの享受の有無等）の差、被告東京電力の金銭賠償の不平等な取扱いにより、本件事故の被害者は、区域内避難者、区域外避難者、（区域外に）留まる者と細かく分断させられ、対立させられるという被害を被っている。

例えば、被告東京電力の金銭賠償額の差により区域内の避難者は、「区域外の方からお金が出ていいねと言われる。交流会などでも話がしにくい。」と肩身の狭い思いを余儀なくされる。

また、「区域外」に留まることを選択した者と避難することを選択した者の間には、避難しない者は避難する者に対し「（区域外とされているのに）なぜ避難するのか。」と、また、避難する者は避難しない者に対し「（被ばくによる健康被害のおそれがあるのに）なぜ避難しないのか。」と互いを責め合う状況（対立構造）が作り出されている。

本来、区域内避難者、区域外避難者、留まる者、いずれも本件事故の被害者であり、相互に助け合いながら、被害の回復を共に求めていく立場にある。しかし、彼らは、自らの立場を非難されるのではないかと周囲の目を恐れざるを得なくなり、本件事故による放射能汚染、避難、賠償等のことを自由に語れない状況におかれている。このような分断は時の経過とともに、原発事故の影響はなかったことのようにされ、より深い分断を生じさせている。

被告国や被告東京電力によって作られた恣意的な分断により、避難者らは、放射能の被害のみならず、人間関係まで破壊されるという被害を受けているのである。

(3) 避難先での周囲との関係における苦痛

さらに、避難者らは、避難先での周囲との関係にも苦しんでいる。

例えば、避難者らは、帰還できるかどうかという見通しも立たず、避難先で生活基盤を築くことも帰還に向けた具体的な準備もできないなか、避難先の人々からは、「あなたは福島に帰るんでしょ」とよそ者扱いを受け、避難先のコミュニティに溶け込みたいと思いつつももうまく溶け込めない状況にある。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、

「今は普通に外出しているが、初めは周囲とあまりに温度差がありすぎて友人と会えなかった。会って話しているとあまりに温度差があっしんどくなるので会わないようにしていた。避難しているのは実家であり、話をするのも昔からの友人なので複雑な思いが強かった。今でもこちらの友人とは地震や原発の話はまだ避けている。」

と避難に対する無理解に苦しみ続けている。

避難者にとって、帰還の見通しが立たないなか、これまで述べた経済的負担、孤独や不安を感じながらの生活に加え、避難先の十分な理解や支援がないなかでの生活再建は、過酷を極めるものである。

夫婦で熊本に避難した原告（22番）は、避難による生活環境のめまぐるしい変化の中、娘夫婦との別離による不安など、他人とは共有できない複雑な心情を次のように述べている。

「夫の実家のお世話になっている間、夫の実家はたいへん良くしていただきました。でも、正直に言えば気を遣うところもありますし、くつろいだ生活ができていたわけではありませんでした。

7月に借上住宅に入ることができ、約4か月ぶりに、夫とふたりの生活に戻ることができました。9月には、熊本に定住することを決め、自宅を売却しました。事故の前年に自宅を建てた際には、大好きな郡山で

大好きな人たちに囲まれて一生を過ごすという、これからの生活への希望で胸がいっぱいでした。ですが、1年もしない内に、その希望は、はかなく消えてしまったのです。」

「職を失ったことから、今もそうですが、経済的にはたいへん困窮しておりましたし、なにより残してきた娘家族のことやふるさとのことが思い出されない日はなく、精神的な安定を得ることはできませんでした。そして、この思いを共有できる人は身近には夫しかいないのです。」

(4) 避難を続けることへの葛藤

避難者は、本来、被ばくを避けるために避難したことについて何ら責められたり、後ろめたさを感じたりすることはないはずである。にもかかわらず、多くの避難者は、避難したこと自体に葛藤し、留まる者に対して罪悪感を抱えながら日々生活をしている。

こうした罪悪感は、留まっていた者が後に避難をしてきた場合にも、決して消えることはない。宮城県亶理郡から避難した原告（●番）は、1年間、妻と子どもを亶理郡に残してしまったことについて自分を責め続け、PTSDとうつ病を発症するまでに至った心情を、以下のように述べている。

「私が福岡に来てから約一年後の平成24年4月30日、ようやく妻と子供を福岡に呼び寄せ、一緒に住むことができるようになり、やっと父親になれた気がしました。それでも、私は、放射線の感受性が強いと言われる胎児や乳児の期間、息子を亶理郡に残してきたことについて、自責の念にかられ続けました。妻と息子を守ることが出来なかつたことへの後悔を感じながら過ごすうちに、私の体は変調をきたしました。私は、原発事故の映像を見ると急に涙が出てきたり、原発事故の夢を見て目が覚めることが続くようになりました。次第に、夜眠ることができなくなりました。私は、平成25年3月頃から、体調に変化が生じてきていることを自覚するようになり、同年5月、心療内科に受診したとこ

ろ、PTSDとうつ病を併発していると診断されました。次第にうつ病の症状が悪化していき、平成25年12月、これまで約20年間勤めてきた会社を退社しました。」

また、避難者らは、避難生活による経済的負担、母子のみの避難の長期化に伴う家族の分断・家族関係の悪化などにより、被ばくを避けるために多大な犠牲（経済的負担、人的関係の喪失等）を伴ってまで避難を続けるべきかどうか、日々、苦しい選択を迫られている。大阪弁護士会の聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、避難を続けることへの葛藤の声が聞かれた。

「自分は福島から避難してきたが、自分より幼く、放射線の影響を受けやすい近所の子どもはたくさん残っている。その子たちの健康被害も心配だし、自分だけ避難してきたことを申し訳なく思ってしまうこともある。」

「避難しなくてもいい地域とされていることから、避難してしまっている自分に罪悪感を持つこともある。」

3 生活基盤の崩壊・経済的困窮

（1）仕事の喪失

避難者らは、避難に伴って、それまでの仕事を失い、生活の糧を得る基盤を失った。避難者らは、本件事故から5年近くが経過してもなお帰還の見込みは立たず、避難先で就業するべきなのか、避難元での仕事に戻るべきなのかといった生活再建の目途をたてることができないままである。

福島市から避難している原告（39番）は、事故によって経営する居酒屋をすべて閉店させられたことについて、以下のように述べている。

「私は、1990年頃から、福島市内で韓国居酒屋を経営していました。店舗は徐々に数を増やしていき、お店をとおして、人とのつながりを築いていました。これらのお店は、私の生きがいの1つでした。しかし、

原発事故後、街から人がいなくなり、お店はすべて閉店せざるをえなくなりました。それに伴って、収入は無くなり、人とのつながりも分断されました。」

避難前の職を失った上に、避難先で新たに就労することも困難を極める。そもそも、年齢を考えると中途採用の機会自体が限られているところに、現在の避難先にいつまで留まるのかの見通しすら持てない中での就職活動は更に困難である。本件事故当初は就労に関する公的な支援も存在したが、その多くは既に打ち切られている。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、就労ができず、経済的に困窮している切実な状況が聞かれた。

「 転々と避難生活を続けているうちに、避難するために夫は会社を辞めたので、収入がなくなった。」

「 貯金もなくなり、切実に仕事をしたいと思っている。他方、仕事を始めると、いつでも避難するという無責任なことができなくなってしまうという葛藤もある。仕事を探そう、前に進もうと思うと、原子炉のことが心配になる。腰を据えて仕事を探す気になれない。」

そして、仕事の喪失は、経済的な基盤の喪失という財産的な損害にとどまらず、それまで築いてきた無形の価値や関係を失わせていることも忘れてはならない。

東京都葛飾区から避難した原告（9番）は、長年教員を務め、障害のある子ども達との交流が深かったが、その経験から障がい者の生活支援をするためのグループホームを作るという夢があった。しかし、原発事故を契機に避難するため、その夢を奪われた苦しみを、次のように語っている。

「 私は、教え子たちとともに生活する場を作ることを今後の目標としていました。私が教員生活を送る中で出会った生徒たちの中には、卒業後も葛飾に住み、定期的に連絡を取り続けている生徒が多くいました。私

は、彼らの卒業後の生活状況を聞き、就労や生活についての相談に乗っていました。彼らは、健常者と同様に独立して生計を営むことは困難である一方で、いつまでも家族の下には独立できません。私は自宅をグループホームに改築して、教え子たちみんなで共同生活を営めるような場を作り、生活の支援をしたいという夢を持つようになりました。私は、この夢を実現するため、約2,700万円で住居とは別に家を1軒購入しました。さらに、事故の4年前には、私たち家族が居住していた家を約2,700万円かけて3階建て住宅に立て替え、リビングを広くして個室も多くしました。しかし、今回福岡に避難した後、葛飾に戻ってこの夢を実現することはできないという思いが日に日に増していきました。そして、悩んだ末、夢を諦め、避難元住居については避難から約1年半後、もう1軒の家については避難から約1年10ヶ月後に、売却しました。

今回の事故で、私はこれまで人生をかけて築いてきた人脈を捨て、今後の夢も諦めなければならなくなりました。この決断は、私の夢と、家族の健康で安心のできる生活とを天秤にかけた上での、苦渋の決断でした。事故さえなければ、私は葛飾で親しかった方たちとともに過ごし、教え子たちを集めて生活寮を営み、彼らの生活の支援をしていたはずで、この夢が実現できなかったことが、残念でなりません。」

また、福島県郡山市から福岡に避難してきた原告（26番）は、避難に伴う転職について、以下のように述べている。

「私は、震災時は、自宅から徒歩5分の医療法人に介護職として勤務していました。当時の年収は約160万円で、収入自体は決して多いものではありませんでした。ですが、少なくとも安定はしていましたし、何よりもやりがいに満ちていました。

今の仕事は不安定ですし、やりがいというよりも生きていくために仕

方なくやっているという感覚が強いです。」

さらに、神奈川から福岡に避難した原告（32番）は、本件事故によってふるさとである福島県に窯場を開くという夢を断念し、生き方が変わってしまったという無念の思いを、次のように語っている。

「私は、陶芸家として、いつかは窯場を持ちたいと思っていました。

東日本大震災の前、私は、知人を通じて、福島県福島市にある土地を見つけました。

その土地は700坪の敷地の中に、登り窯があり、湧き水が沸き、一尺や二尺の大きさのイワナが泳いでいる川が流れており、棚田がありました。私は以前、唐津の陶芸家の窯場を見て以来、自分が持ちたいと思い描いていた窯場をようやく見つけることができたと思いました。20歳のころから、約30年陶芸家をしていましたが、このような窯場に出会うことはこれまでもありませんでした。

妻にその土地を見せると、「日だまりみたい」「ここに住みたい」と言ってくれました。私のふるさとである福島に、妻が住みたいと言ってくれたことがとてもうれしかったのを覚えています。

私は、その土地で窯場を開こうと決心し、土地購入資金を作るため、中学校教諭の採用試験を受けました。しかし、校長面接の直前、東日本大震災が発生し福島第一原発の事故が起こりました。私は、福島で窯場を開くという夢を諦めざるを得ませんでした。

今は、「あの時事故がなければ、思い描いていた窯場を開き、敷地内の川で魚を釣ったり、田んぼを耕したりしながら自給自足の生活をしていただかもしれない」と自分の気持ちに向き合わないように生活しています。

福岡に避難してからは、農業を学びました。そして、安全な野菜を福島にいる人たちに食べて欲しくて、作った野菜を福島に送っています。あの福島原発の事故が起こるまでは、まさか自分が、人のために野菜を

作って送るようになるなんて思ってもいませんでした。」

(2) 生活費の増加・経済的困窮

さらに、避難者らは、仕事という生活の糧を喪失した一方、避難生活に伴う生活費の増加等により経済的に困窮している。

着の身着のまま避難した者はもちろん、最小限の荷物しか持ち出せない中での避難を強いられた者や、父親（夫）は避難元に残り、母親（妻）と子が避難するという二重生活を選択せざるを得なかった者など、ほとんどの避難者が、避難先で生活をしていくために家電や家具を再購入しなければならなかった。

このように、本件事故以前には、自らあるいは地域で米や野菜などの農作物を作り交換しあうなど自給自足していた者は、避難先ではすべての食品を購入せざるを得なくなり生活費が必然的に増加していった。

さらに、避難しながら、避難元に残してきた住居の住宅ローンを支払い続けている避難者も少なくない。家族が別々に暮らす二重生活によって、家賃や光熱費、食費をはじめとする生活費が増加し、経済的負担に苦しんでいる家庭も多くある。

特に区域外の避難者は、被告東京電力からの低額の賠償を受けたのみで、あるいは、一切の賠償金を受領できない状況のなかで、これまでの預貯金を切り崩しての生活を余儀なくされている。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、約79%が、生活費が増加していると回答しており、十分な支援や賠償がないなかで、見通しの立たない避難生活の長期化は、より一層、避難者らを経済的に困窮させているのである。

(3) 避難先での不安定な住宅基盤

本件事故から5年近くが経過した現在、避難者らが最も強い不安を感じ、支援を必要としているのは、生活の基盤である住宅保障の問題である（甲D

共26ないし29)。

避難者の中には、災害救助法に基づく「みなし仮設住宅」（一部自治体は、独自の施策で住宅提供をしている）への入居などの援助があることを知らず民間の賃貸住宅の家賃を払い続けている者もいる。

公営住宅に入居できた場合でも、老朽化が進んでいるなど、良好な生活環境を確保できているとはいえない例がある。

「みなし仮設住宅」等に入居できても、入居期間は多くの場合1年ごとの延長とされており、延長打ち切りに対する不安を抱えながらの生活とならざるを得ない。1年の期間延長の通知の送付とともに、「緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去します。」といった同意書や誓約書の記入を求める自治体もある。避難者らは、退去後の生活を思い描くことのできないまま、延長を認めてもらうために強い不安を感じながら、このような誓約書にサインすることを余儀なくされている。

いつ延長が打ち切られてしまうのか、少しでも早く次の住宅を確保する行動をとるべきなのか、確保しなければならないと言われても現実にどうやって確保できるというのか、引っ越し費用や賃料の負担に家計が耐えられるのかなど、答えの見つからない不安を抱えている。住宅基盤が定まらない状況では、就労や進学の見通しすら立てることができない。将来の見通しが立たないことにより、就労面でも、住宅基盤の確保の面でも前に踏み出すことができないのである。不安定な状況におかれた避難者らは、生活再建がままならない状況に苦しんでいる。

ほかにも、現在の避難先からいずれ移動しなければならないと考えると、必要最低限の物しか買えず、大きな家具を買えないなど、避難者らには種々の不自由が積み重なり、その不自由さを強いられているのである。

第4 生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖

現在、『県民健康管理調査』と称して、福島県による一定の健康診断もなされ

ているものの、そもそも避難者らへ健康診断の情報が届いていないなど、その体制や内容は極めて不十分であり、避難者らの被ばくによる健康被害への不安は日に日に大きくなっている。大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、継続的な健康診断体制の整備、成人も健康診査の対象としてほしいとの声が数多く聞かれている。

「子どもは何年くらいフォローしていけばいいのかわからないが、福島市だけでなく、県外でも継続的に健康診断が受けられる体制が欲しい。大人も本当に大丈夫なのかわからないので、大人も健康診断を受けさせてほしい。」

このような不安は一時的なものでは決してない。避難者らは、将来にわたり被ばくによる健康被害への不安を抱え続けなければならない。

郡山市から避難した原告（22番）は、孫に先天性の疾患が判明したことについての不安を、以下のように述べている。

「事故の翌年に長女が出産しました。本当に目の中に入れても痛くない、大事な孫です。ただ、この孫には先天的な疾患がありました。

去年、長女がまた妊娠してくれました。しかし、この子もアメリカでの羊水検査で先天的な疾患があることが判明しました。

私には、どうしてもこの子らの疾患と今回の事故が無関係であると考えすることはできません。」

また、いわき市から避難した原告（1番）は、子どもたちの甲状腺検査の結果が悪化していること、放射線にさらしてしまったことに対する後悔の気持ちを以下のように述べている。

「爆発から3年近く経った一昨年（平成25年）の12月、ようやく、ようやくです、子どもたちの甲状腺検査の順番が回って来ました。結果、3人とも、甲状腺に1,2ミリののう胞が無数に見つかったと言われました。今後、定期的な検査をする必要があるそうです。先生からは、ひとまず心

配はいらないと言われましたが、今後どのような症状が出るかわかりませんから、親としては不安な気持ちでいっぱいです。

今年（平成26年）、二度目の甲状腺検査の結果、3人ともA2判定に変わっていました。健康被害が悪化しているのではないかと不安で仕方ありません。

私は、事故直後、飲み水をもらうために子どもたちを何時間も外に並ばせてしまいました。そのことが原因かもしれない、と今でも悔やまれます。」

宮城県亘理郡から避難した原告（●番）は、事故直後の生活で放射性物質を浴び、体内に取り入れてしまったのではないかという不安や、子どもに検査を受けさせられないことに対する憤りを、次のように述べている。

「日々のあわただしさや原発事故の情報が乏しかったことから、私たち家族は、事故直後に放射性物質が飛散していることにまで考えが至りませんでした。水道が復旧するまで、約3週間ありました。給水車による給水があるにはあったのですが、野外で長い時間並ばされることもありました。そのため、私たちは、生活用水として、津波で陸に上がってきた海水や山の湧水を汲んできて使用していました。そうした水を飲料水や家事洗濯などに使用して日常生活を送っていました。また、当時は食料の入手も困難でした。そのため、私たちは、祖父母の家の庭で栽培されていた野菜を食べていました。当時はそうした水や野菜が放射性物質で汚染されているかもしれないとまで考えが至りませんでした。わが子のことを思うと、今でも悔やまれます。」

「私たちは、息子に甲状腺検査を受けさせたいと考えて福岡県の病院に連絡しましたがたらい回しにされて、未だに甲状腺検査を受けることができていません。私たち家族は、福島県でないというだけで異なる扱いを受けているという疎外感を感じています。私は、避難区域かどうか、福島県かどうかで、区別をされていることに、どうしても納得がいきません。」

福島県郡山市から避難した原告（26番）は、避難後の検査で、子どもたちの甲状腺からのう胞が発見されたことによる恐怖と不安を以下のように述べている。

「平成25年夏頃、福島県郡山市から甲状腺検査の案内が届いたので、クリニックを受診したところ、7歳の長女が判定結果A2、のう胞ありと診断され、再検査を受けることになりました。

平成27年9月8日、長女と次女の甲状腺再検査を実施したところ、長女は、判定結果A2「のう胞の数2個以上、最大のう胞の大きさ3.1～5.0ミリ以下」、次女は、判定結果A2「のう胞の数2個以上、最大のう胞の大きさ3.0ミリ以下」との結果でした。

判定結果A2の説明として、「甲状腺に、のう胞（液体の入っている袋のようなもの）が認められましたが、今回の検査結果であれば、二次検査の必要はございません。」「のう胞は一般的に多くの人に認められるもので、通常、数は問題とされません。のう胞や結節は、時間の経過とともに、少しずつ大きさや色が変わることがありますので、次回の本格検査も受診することをおすすめいたします。」とだけ書かれていました。ですが、明らかに通常と違う結果が出ているのに、これくらいであれば問題ないという説明をされて、誰が納得できるのでしょうか。とりわけ、次女については、前回の検査ではのう胞は発見されていなかったのに、不安で仕方ありません。

私は、検査結果について、医師に詳しい説明を求めましたが、ここに書いてある以上のことは答えられないの一点張りで、詳しい説明をしてもらうことはできませんでした。

私は、子どもたちのためにという思いで避難しました。それなのに、子どもたちの健康に影響が出るというのは、何よりも悔しく、やりきれない思いです。」

東京都世田谷区から広島県呉市に妻子と共に避難した避難者は、避難後まで襲われた自己と妻の健康状態について、避難までに浴びた放射性物質が原因ではないかという不安等を、次のように述べている。

「異常だなあと自分でも感じるくらいに徹底した。しかしそれでも、僕と妻は引っ越し後、半月くらいまで歯茎からの血が止まらなかった。ストレス過多であったことは確かだろうし、放射能との因果関係は分からないが、こんな症状は過去に経験したことがなかった。・・・そして原発事故さえなければ、東京に残るのか、東京から逃げ出すのか、東北の畜産物を食べるのか、食べないのか、そんな二択に迫られることはなかったのだ。」(甲30・123頁)

広島県(避難区域外)から広島市に母子避難した避難者は、水を得るため並んだ場所に放射線が降っていることを誰からも知らされなかったこと、そして何よりそこに大事な娘を連れて行ってしまっていたことに対する怒りと後悔を以下のように語っている。

「「運動場に給水車がくるぞ!」という誰かの呼びかける大きな声に、バケツや水筒をもって家を飛び出したんだ。三時間くらいは並んでいたんだ。水ももらってはまたもらいに来てを三回繰り返していた。あの時、誰も教えてくれる人がいなかったから、私たちは水をもらえるうれしさで、ただただあの長い行列に並んでいた。よかった、よかった、とみんな口々に言い合って、がんばりましょうねと肩を叩き合った。あの日。放射能は目に見えなかった。肌に触れているのに気がつかなかった。肺に吸い込んだことも知らなかった。あの日、私たちの頭に、肩に、肺に、放射能が降り注いでいたことは誰も教えてくれなかった。」「数か月後になって、行列を作ったあの場所にも多量の放射能が降っていたことが分かって、イオリを置いてくるんだと私はとても後悔した。夜、私は布団に入ってから寝付けず、イオリをひとりで置いてそっと抜け出し・・・入荷し

たばかりの新聞をすべて買い、その場でぜんぶの新聞をめくった。どこにも、私たちが受けた放射能の汚染度とこれから健康がどうなるのかなんてことは記事に書かれていなかった。」(甲31・8頁)

第5 避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤

1 容易ではない帰還

避難生活を続けることについての苦悩や葛藤がある一方で、避難元へ帰還することも決して容易ではない。避難元では被ばくによる健康被害が懸念される上、避難先でようやく築き上げた生活をまたしても失うことも大きな負担となる。

本件事故から1年余り後の平成24年7月までに実施された大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共23)によれば、避難元への帰還の見通しについて、「戻りたい」が21%、「できれば戻りたいが、戻れるかわからない」28%、「戻りたくない」51%と、多くの避難者が、帰還しない(帰還できない)と考えている。「戻りたくない」の回答のなかにも、以下にあらわれているとおり、本当は戻りたいけれども戻れないという苦渋の思いで避難先で生活している者もいる。

「すぐに戻りたいが、子どものことを考えると確信できるまでは戻れない。」

「帰りたいけど、帰りたいと言って、国に安全性も確保されずに中途半端に避難を解除されても困る。本当は事故前の故郷に戻りたい。希望は捨てていないが、帰らなかったからといって、故郷を見捨てたわけではない。」

地元へ帰還することができないとの思いは時間の経過とともに強まる傾向にある。平成26年4月に実施された東京都の避難者に対する調査では、約78%が地元県内に帰る予定をしていないと回答しており(甲D共26)、福島県による調査でさえも県外避難者のうち福島県内に戻りたいと回答した者は、19.7%に留まっている(甲D共27)。

2 帰還の目途が立たないこと

各地域の除染計画の多くは著しく遅延している。また、被告国の区域設定上、帰還が可能であるとされていても、除染が不十分な地域も多い。除染によって一時的かつ局所的に放射線量が低下しても、除染がされていない場所や除染後しばらく経過した地域では、再び放射線量が上昇している場所もある。すなわち、安心して帰還ができる状況とは言い難い。

そして、本件事故発生から5年近く経った現在も、廃炉に向けた作業が進んでいるものの、放射性物質を含む汚染水が貯水槽から漏れていることが連日報道されるなどトラブルが後を絶たず、平成26年11月には採取された地下水のセシウムなどの濃度が過去最大となるなど、本件事故は収束している状況にあるとは到底言えない。

このような状況から、避難者は、除染が進まないどころか放射性物質が更に大量に放出されるような事故が再び起きるのではないかという不安のため、帰りたくても帰ることができず、帰らないという判断をせざるを得ない。

3 帰還に伴う更なる負担

仮に、帰還できたとしても、本件事故により失われた人間関係を再度構築すること、一度失った仕事や生活基盤をから再建することは容易なことではない。

区域内では、生活をしていくために最低限必要である、上下水道、交通網、学校、病院、職場や商業施設といったインフラが本件事故により崩壊してしまった。崩壊したインフラは未だ復旧したとは言えず、復興が進みつつあるとはいっても、水道水から放射性物質が検出されたり、再開した学校でも児童の多くが戻ってきていなかったりと、本件事故前の状況には程遠い。

また、避難先での生活が長引けば長引くほど、避難先での仕事、人間関係など生活基盤を築いていくことから、避難先での生活を清算し、帰還して再度生活を築くには莫大な費用とエネルギーを要することになる。避難者らは、故郷への思いから帰還したいと思っても、数年間その地で生活ができない以上、

避難先で再出発を始めなければ、人生の取り返しがつかなくなってしまうのである。

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、以下のように、たとえ帰還しても本件事故により喪失した人間関係や生活基盤を取り戻せないことや、避難先において必死で、築いてきた生活基盤をも失うことへの不安の声が聞かれた。

「避難区域内で、現在帰還することはできないし現実的に考えて、今後も戻れるとは思わない。帰還するのであれば、事故前と同じ状況でないと意味がないが、周辺住民も日本中バラバラになっている。」

「たとえ戻れるようになっても、仕事はないし、子どもも今の環境でなじみ、高校等へ進学するので、子どもは避難先の環境になじみ、また環境が変わるのはかわいそう。」

「戻る場所がない。福島では、親族が住居を提供してくれて住んでいたが、関西に避難したことに対して親族が怒り、その家を処分されてしまった。」

第6 子どもたちの受けた被害

1 避難するまでの制限された生活

子どもたちは、本件事故まで、避難元で、屋外での遊びや運動などを楽しみながら、のびのびと成長してきた。ところが、本件事故後、被ばくを少しでも避けるため、子どもらしい生活を著しく制限されることとなった。

2 避難による家族の別離

また、「第3 1（2）家族の分断」で述べたとおり、母親とともに避難したことによって、父親と離れて暮らすことになった子どもも多い。子どもたちは、事故前まで同居していた父親や母親、祖父母と離れて暮らすことに寂しい思いを感じ、同時に母親は、このまま避難生活を続けることが家族のために望ましいことなのか、子どもにつらい思い、寂しい思いをさせているのではないかと苦悩している。

3 避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ

子どもたちのなかには、避難先の新しい環境で心ない言葉をかけられる者や周囲になじめず心に傷を負ってしまった者もいる。

例えば、福島県福島市から子どもを連れて避難した原告（39番）は、以下のように述べ、子どもが被害に遭っている現状に心を痛めている。

「 福岡に避難してきてから、当時小学5年生だった息子がいじめにあうようになりました。同級生からお金をとられ、体中にあざをつくって帰ってくることもありました。転校するために引っ越しをすることも考えましたが、できませんでした。引っ越すと福島県から支給されている家賃の援助がなくなり、家族3人生活することができなくなるからです。」

大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共23）によっても、避難生活に伴う学力の遅れ、本件事故及びその後の避難によるストレス、避難したことによるいじめや差別などに子どもが苦しんでいる実態が明らかになっており、「子どもが学校に馴染めず退学して転校した」、「学校を休みがちである」との深刻な報告がなされている。

第7 避難元に留まる原告らの被害

本件訴訟には、家族を関西に避難させながらも、自らは地元に残り、今なお続く被ばくによる健康被害の不安を抱えながら家族と離れて生活している原告も複数いる。

1 今なお続く被ばくの恐怖

実効性のある除染が進まない中、地元に残る原告は、現在に至るまで、被ばくし続けることによる健康被害の恐怖を感じながら生活することを余儀なくされている。

被ばくによる小児甲状腺がんの影響を把握するために取り組まれた福島県民健康管理調査の甲状腺検査では、既に、当初の想定を大きく上回る悪性ないし悪性疑い例が発見されたとの結果が発表され、地元に残る原告の健康不安や

恐怖を強めている。

2 家族との分断による苦悩

地元に残る被害者の多くは、家族と共に暮らすことを望みながらも、家族の生活のため、地元に残って仕事を続けることを余儀なくされた者である。家族と共に見ず知らずの土地に移っても、家族の生活を支えていけるだけの仕事に就けるとは限らない。経済的困窮の危険を回避するため、苦渋の思いで世帯分離を選択したのである。

幼い子供たちと共に過ごす時間はとても貴重で、親の人生にとっても、本来、何のものにも代えがたい価値を持つ。子育ては、様々な場面で折に触れ対話を重ねることで、自らの子に物の考え方などを伝えていく意味を持っている。そして、ほんの僅かなことでも子の成長を感じることもできる場面に立ち会えることも親としての至上の喜びに繋がる。

世帯分離による生活は、地元に残る親の、子供の成長を見守りながら共に過ごすという取り戻すことのできない時間を犠牲にするものである。

その犠牲を少しでも補うために、休日に避難先まで往復して家族との時間を確保することは、滞在する原告にとって身体的にも大きな負担であるし、遠く離れた避難先までの移動は、大きな経済的負担をも生じさせている。

3 本件事故により変容した周囲との関係

地元に残ると言っても、その地域のコミュニティも本件事故により大きく変容してしまっている。とりわけ、母子を避難させていることに対する周囲との軋轢に苦しんでいる者も多い。復興に向けた絆を強調され、「避難」という言葉を出すことすら容易でない雰囲気の中、地元に残る原告は、地元でありながら孤立感を感じるという計り知れない苦痛を感じている。最も近くに居るべき家族とも離れた生活の中で、深刻な孤立感、孤独感を抱えている。家族とも地元とも分断され、生計維持のため働き続ける生活は、本件事故以前に描いていた人生設計とは大きく異なってしまう。

第8 結語

本件事故により、被害者らは地域での元の生活を、その根底から奪われた。地域で築いていた人間関係も、仕事も、就学先も、住居も、そして家族の間でさえも分断を余儀なくされ、それまでの生活や将来の人生設計を破壊されてしまった。

日常生活そのものが破壊されても、被害者らは生活を続けなければならない。本件事故から5年近くが経過する中、先行きを見通すことができないままに、様々な困難や制約を伴う中で被害者らは生きている。

本件事故による未曾有の被害を理解するためには、まず、自らの生活が根底から奪われた状態の中で生きている被害者らの声に耳を傾けなければならない。

その苦悩の理解が、本件の審理には決定的に重要である。

本書面は、様々な苦悩を抱える原告らの言葉を通じて、本件事故による被害の実態を明らかにするものである。

以 上